

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月29日
【中間会計期間】	第97期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
【会社名】	株式会社広島銀行
【英訳名】	The Hiroshima Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 角 廣 勲
【本店の所在の場所】	広島市中区紙屋町一丁目3番8号
【電話番号】	広島(082)247局5151番
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 吉 野 勇 治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 株式会社広島銀行 東京事務所
【電話番号】	東京(03)3273局0585番
【事務連絡者氏名】	執行役員東京支店長兼東京事務所長 山 下 晴 基
【縦覧に供する場所】	株式会社広島銀行松山支店 (松山市南堀端町6番地5) 株式会社広島銀行岡山支店 (岡山市磨屋町1番3号) 株式会社広島銀行東京支店 (東京都中央区日本橋一丁目13番1号) 株式会社広島銀行大阪支店 (大阪市中央区北浜三丁目2番23号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度中間 連結会計期間	平成18年度中間 連結会計期間	平成19年度中間 連結会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	72,268	78,373	86,605	148,668	163,049
うち連結信託報酬	百万円	28	31	60	50	67
連結経常利益	百万円	16,214	17,674	20,159	31,935	36,003
連結中間純利益	百万円	9,893	10,582	11,414	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	18,894	20,708
連結純資産額	百万円	267,417	312,519	325,020	280,853	332,235
連結総資産額	百万円	6,123,603	5,945,732	6,096,739	6,088,905	6,172,184
1株当たり純資産額	円	428.25	452.46	472.46	449.75	483.94
1株当たり中間純利益	円	15.84	16.95	18.28	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	30.17	33.17
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	4.7	4.8	—	4.8
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.54	10.21	10.43	9.55	10.38
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	153,172	△330,666	△60,108	87,736	△317,867
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△206,920	273,080	130,167	△167,249	219,944
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,402	37,078	△17,416	△22,223	50,271
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	189,793	119,872	145,373	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	140,432	92,738
従業員数 〔外、平均臨時 従業員数〕	人	3,107 〔1,254〕	3,052 〔1,408〕	3,035 〔1,539〕	3,021 〔1,280〕	2,979 〔1,417〕
信託財産額	百万円	19,006	21,222	34,983	21,004	29,385

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 5 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
- 8 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第95期中	第96期中	第97期中	第95期	第96期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	71,634	77,799	86,158	147,495	161,857
うち信託報酬	百万円	28	31	60	50	67
経常利益	百万円	15,736	17,282	19,491	31,281	34,727
中間純利益	百万円	9,436	10,337	11,277	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	18,323	20,176
資本金	百万円	54,573	54,573	54,573	54,573	54,573
発行済株式総数	千株	625,266	625,266	625,266	625,266	625,266
純資産額	百万円	266,058	280,749	292,742	279,383	300,089
総資産額	百万円	6,146,619	5,969,507	6,128,071	6,111,936	6,205,320
預金残高	百万円	5,105,250	5,118,650	5,163,138	5,118,369	5,195,139
貸出金残高	百万円	3,882,730	4,050,337	4,297,254	3,924,922	4,289,425
有価証券残高	百万円	1,833,400	1,522,972	1,434,977	1,810,481	1,597,780
1株当たり純資産額	円	426.04	449.69	469.04	447.36	480.74
1株当たり中間純利益	円	15.10	16.55	18.06	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	29.25	32.31
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	2.50	3.00	3.50	5.50	6.00
自己資本比率	%	—	4.7	4.7	—	4.8
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.51	10.21	10.44	9.53	10.39
従業員数 〔外、平均臨時 従業員数〕	人	2,806 〔1,107〕	2,769 〔1,275〕	2,776 〔1,411〕	2,732 〔1,136〕	2,707 〔1,285〕
信託財産額	百万円	19,006	21,222	34,983	21,004	29,385
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	0	—	—	—	—

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

3 純資産額及び総資産額の算出にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業務部門	その他	合計
従業員数(人)	2,776 [1,411]	259 [128]	3,035 [1,539]

(注) 1 「その他」は従属業務部門、金融関連業務部門及び証券業務部門であります。

2 合計従業員数は、連結会社以外への出向者189人を除く就業人員であり、嘱託及び従業員換算後の臨時従業員1,563人を含んでおりません。

3 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	2,776 [1,411]
---------	------------------

(注) 1 従業員数は出向者268人を除く就業人員であり、嘱託及び従業員換算後の臨時従業員1,437人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

3 当行の従業員組合は、広島銀行従業員組合と称し、出向者を含む組合員数は2,820人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

平成19年度上期のわが国経済は、国際的な原油価格高騰や海外経済の先行きが懸念されたものの、輸出は高水準を続け、生産活動も総じて堅調に推移しました。こうしたなかで、企業収益の改善に伴って設備投資が引き続き増加したほか、雇用・所得環境が徐々に上向くなかで個人消費が底堅く推移するなど、景気は緩やかな回復過程を辿りました。

当地方の経済は、自動車・鉄鋼・電気機械・一般機械を中心に生産活動は概ね好調を維持し、企業収益が一段と拡大するなかで高水準の設備投資が続きました。また、雇用・所得環境が緩やかに改善するなかで個人消費も堅調を維持するなど、全国と同様に、景気は回復過程を辿りました。

金融面では、短期金利は、日本銀行による政策金利の上げが見送られたことから、ほぼ横這いで推移しました。一方、長期金利は、国内景気が回復基調を辿るなかで上昇傾向にあったものの、8月に米国のサブプライムローン問題が表面化したことを受けて、内外の金融・資本市場において信用収縮や景気減速に対する懸念が強まり、一時1.5%台まで低下しましたが、その後は1.6%台後半で落ち着きを取り戻しました。

このような経済金融環境のなかで、当中間連結会計期間の業績は、次のとおりとなりました。

損益につきましては、資金の効率的な運用・調達、役員取引の推進、経営全般に亘る合理化の推進に鋭意努め、収益力の強化を図ることはもとより、厳正な自己査定に基づく貸出金等の償却・引当等を行い、資産の健全化を図りました結果、連結経常利益は前年同期比24億85百万円増益の201億59百万円、連結中間純利益は前年同期比8億32百万円増益の114億14百万円となりました。

預金は、地域に密着した営業を積極的に展開いたしました結果、個人預金が順調に増加しましたことを主因に、前中間連結会計期間末比444億円増加して、中間連結会計期間末残高は5兆1,622億円となりました。

貸出金は、お客さまのニーズにあった商品提供に積極的に対応いたしました結果、事業性貸出及び個人ローンが大幅に増加しましたことを主因に、前中間連結会計期間末比2,469億円増加して、中間連結会計期間末残高は4兆2,972億円となりました。

・キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが、コールマネー等の圧縮幅の減少を主因に前中間連結会計期間比2,705億円増加の△601億円、投資活動によるキャッシュ・フローが、有価証券の売却による収入が減少したことを主因に前中間連結会計期間比1,429億円減少の1,301億円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の返済による支出が増加したことを主因に前中間連結会計期間比544億円減少の△174億円となりましたことから、現金及び現金同等物の増加額は前中間連結会計期間比731億円増加の526億円、中間期末残高は、前中間連結会計期間末比255億円増加の1,453億円となりました。

「事業の状況」に記載の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(1) 国内・海外別収支

資金運用収支は、46,922百万円となりました。

役務取引等収支は、9,544百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	45,462	88	—	45,550
	当中間連結会計期間	46,406	515	—	46,922
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	56,172	237	237	56,172
	当中間連結会計期間	62,404	772	773	62,403
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	10,709	148	237	10,621
	当中間連結会計期間	15,998	256	773	15,481
信託報酬	前中間連結会計期間	31	—	—	31
	当中間連結会計期間	60	—	—	60
役務取引等収支	前中間連結会計期間	10,066	△26	831	9,208
	当中間連結会計期間	10,376	△34	798	9,544
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	14,128	—	855	13,272
	当中間連結会計期間	14,738	—	832	13,905
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	4,061	26	24	4,063
	当中間連結会計期間	4,361	34	33	4,361
特定取引収支	前中間連結会計期間	1,763	—	—	1,763
	当中間連結会計期間	2,482	—	—	2,482
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	1,763	—	—	1,763
	当中間連結会計期間	2,482	—	—	2,482
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	△789	—	—	△789
	当中間連結会計期間	537	—	—	537
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	4,377	—	—	4,377
	当中間連結会計期間	5,125	—	—	5,125
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	5,167	—	—	5,167
	当中間連結会計期間	4,587	—	—	4,587

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する(連結)子会社(以下「国内(連結)子会社」という。)であります。

2 「海外」とは、海外に本店を有する(連結)子会社(以下「海外(連結)子会社」という。)であります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間に係る相殺消去額であります。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

資金運用勘定は、平均残高が5,836,392百万円、利息が62,403百万円、利回りが2.13%となりました。

資金調達勘定は、平均残高が5,725,229百万円、利息が15,481百万円、利回りが0.53%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	5,597,518	56,172	2.00
	当中間連結会計期間	5,838,612	62,404	2.13
うち貸出金	前中間連結会計期間	3,987,526	39,259	1.96
	当中間連結会計期間	4,299,448	44,481	2.06
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,531,278	12,794	1.66
	当中間連結会計期間	1,464,033	12,432	1.69
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	48,082	352	1.46
	当中間連結会計期間	42,323	466	2.19
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	6,685	7	0.22
	当中間連結会計期間	3,504	9	0.52
資金調達勘定	前中間連結会計期間	5,512,116	10,709	0.38
	当中間連結会計期間	5,726,140	15,998	0.55
うち預金	前中間連結会計期間	5,088,462	5,526	0.21
	当中間連結会計期間	5,185,954	10,671	0.41
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	76,787	32	0.08
	当中間連結会計期間	130,993	326	0.49
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	49,896	850	3.39
	当中間連結会計期間	55,734	910	3.25
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	74,863	1,661	4.42
	当中間連結会計期間	34,394	939	5.44
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	96,873	868	1.78
	当中間連結会計期間	178,125	1,399	1.56

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、当行以外の国内(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	39,350	237	1.20
	当中間連結会計期間	63,700	772	2.41
うち貸出金	前中間連結会計期間	39,350	237	1.20
	当中間連結会計期間	63,700	772	2.41
うち有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	0	0	0.01
	当中間連結会計期間	0	0	0.08
資金調達勘定	前中間連結会計期間	24,000	148	1.23
	当中間連結会計期間	33,000	256	1.55
うち預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

(注) 1 海外(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 「海外」とは、海外(連結)子会社であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	5,636,868	40,846	5,596,022	56,409	237	56,172	2.00
	当中間連結会計期間	5,902,313	65,920	5,836,392	63,177	773	62,403	2.13
うち貸出金	前中間連結会計期間	4,026,876	39,350	3,987,526	39,496	237	39,259	1.96
	当中間連結会計期間	4,363,148	63,700	4,299,448	45,253	772	44,481	2.06
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,531,278	470	1,530,808	12,794	—	12,794	1.66
	当中間連結会計期間	1,464,033	1,309	1,462,724	12,432	—	12,432	1.69
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	48,082	—	48,082	352	—	352	1.46
	当中間連結会計期間	42,323	—	42,323	466	—	466	2.19
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	6,685	1,026	5,659	7	0	7	0.25
	当中間連結会計期間	3,505	911	2,594	9	0	8	0.64
資金調達勘定	前中間連結会計期間	5,536,116	25,026	5,511,090	10,858	237	10,621	0.38
	当中間連結会計期間	5,759,140	33,911	5,725,229	16,254	773	15,481	0.53
うち預金	前中間連結会計期間	5,088,462	1,026	5,087,435	5,526	0	5,526	0.21
	当中間連結会計期間	5,185,954	911	5,185,042	10,671	0	10,670	0.41
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	76,787	—	76,787	32	—	32	0.08
	当中間連結会計期間	130,993	—	130,993	326	—	326	0.49
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	49,896	—	49,896	850	—	850	3.39
	当中間連結会計期間	55,734	—	55,734	910	—	910	3.25
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	74,863	—	74,863	1,661	—	1,661	4.42
	当中間連結会計期間	34,394	—	34,394	939	—	939	5.44
うちコマースヤル ・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	96,873	24,000	72,873	868	237	631	1.72
	当中間連結会計期間	178,125	33,000	145,125	1,399	772	626	0.86

(注) 「相殺消去額」とは、連結会社間に係る相殺消去額であります。

(3) 国内・海外別役員取引の状況

役員取引等収益は、13,905百万円となりました。

役員取引等費用は、4,361百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役員取引等収益	前中間連結会計期間	14,128	—	855	13,272
	当中間連結会計期間	14,738	—	832	13,905
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	2,299	—	—	2,299
	当中間連結会計期間	2,223	—	—	2,223
うち為替業務	前中間連結会計期間	4,320	—	—	4,320
	当中間連結会計期間	4,235	—	—	4,235
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	7	—	—	7
	当中間連結会計期間	9	—	—	9
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	176	—	—	176
	当中間連結会計期間	176	—	—	176
うち代理業務	前中間連結会計期間	280	—	—	280
	当中間連結会計期間	245	—	—	245
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	302	—	—	302
	当中間連結会計期間	290	—	—	290
うち保証業務	前中間連結会計期間	247	—	24	223
	当中間連結会計期間	277	—	33	243
役員取引等費用	前中間連結会計期間	4,061	26	24	4,063
	当中間連結会計期間	4,361	34	33	4,361
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,190	—	—	1,190
	当中間連結会計期間	1,207	—	—	1,207

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。
2 「海外」とは、海外(連結)子会社であります。
3 「相殺消去額」とは、連結会社間に係る相殺消去額であります。

[次へ](#)

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は、2,482百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	1,763	—	—	1,763
	当中間連結会計期間	2,482	—	—	2,482
うち商品 有価証券収益	前中間連結会計期間	242	—	—	242
	当中間連結会計期間	124	—	—	124
うち特定取引 有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品収益	前中間連結会計期間	1,521	—	—	1,521
	当中間連結会計期間	2,358	—	—	2,358
うちその他の 特定取引収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品 有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の 特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。
2 「海外」とは、海外(連結)子会社であります。
3 「相殺消去額」とは、連結会社間に係る相殺消去額であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(未残)

特定取引資産は、17,517百万円となりました。

特定取引負債は、14,180百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	9,868	—	—	9,868
	当中間連結会計期間	17,517	—	—	17,517
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	877	—	—	877
	当中間連結会計期間	939	—	—	939
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	8,991	—	—	8,991
	当中間連結会計期間	16,578	—	—	16,578
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
特定取引負債	前中間連結会計期間	6,749	—	—	6,749
	当中間連結会計期間	14,180	—	—	14,180
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 売付債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	6,749	—	—	6,749
	当中間連結会計期間	14,180	—	—	14,180
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。

2 「海外」とは、海外(連結)子会社であります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間に係る相殺消去額であります。

[次へ](#)

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	5,118,650	0	880	5,117,770
	当中間連結会計期間	5,163,137	1	904	5,162,234
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2,798,066	—	880	2,797,186
	当中間連結会計期間	2,793,849	—	902	2,792,947
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2,020,841	—	—	2,020,841
	当中間連結会計期間	2,059,023	—	—	2,059,023
うちその他	前中間連結会計期間	299,742	0	0	299,742
	当中間連結会計期間	310,264	1	1	310,264
譲渡性預金	前中間連結会計期間	57,909	—	150	57,759
	当中間連結会計期間	103,020	—	155	102,865
総合計	前中間連結会計期間	5,176,560	0	1,030	5,175,530
	当中間連結会計期間	5,266,157	1	1,059	5,265,099

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。
2 「海外」とは、海外(連結)子会社であります。
3 「相殺消去額」とは、連結会社間に係る相殺消去額であります。
4 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
5 定期性預金=定期預金+定期積金

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	4,033,337	100.00	4,285,254	100.00
製造業	659,875	16.36	730,941	17.06
農業	2,717	0.07	3,014	0.07
林業	607	0.02	592	0.01
漁業	1,233	0.03	1,217	0.03
鉱業	2,895	0.07	2,521	0.06
建設業	188,657	4.68	185,059	4.32
電気・ガス・ 熱供給・水道業	23,580	0.59	44,873	1.05
情報通信業	16,585	0.41	21,694	0.51
運輸業	190,387	4.72	205,424	4.79
卸売業	255,298	6.33	304,500	7.11
小売業	236,910	5.87	236,385	5.52
金融・保険業	325,599	8.07	318,469	7.43
不動産業	517,230	12.82	521,028	12.16
各種サービス業	447,803	11.10	463,901	10.82
地方公共団体	142,779	3.54	174,579	4.07
その他	1,021,171	25.32	1,071,046	24.99
海外及び特別国際金融 取引勘定分	17,000	100.00	12,000	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	8,000	47.06	3,000	25.00
その他	9,000	52.94	9,000	75.00
合計	4,050,337	—	4,297,254	—

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。

2 「海外」とは、海外(連結)子会社であります。

[前へ](#)[次へ](#)

② 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成18年9月30日現在及び平成19年9月30日現在の外国政府等向け債権残高は該当ありません。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	769,219	—	—	769,219
	当中間連結会計期間	770,124	—	—	770,124
地方債	前中間連結会計期間	104,872	—	—	104,872
	当中間連結会計期間	42,286	—	—	42,286
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
社債	前中間連結会計期間	168,015	—	—	168,015
	当中間連結会計期間	127,075	—	—	127,075
株式	前中間連結会計期間	181,847	—	1,309	180,538
	当中間連結会計期間	188,665	—	1,309	187,356
その他の証券	前中間連結会計期間	300,121	—	—	300,121
	当中間連結会計期間	308,071	—	—	308,071
合計	前中間連結会計期間	1,524,077	—	1,309	1,522,768
	当中間連結会計期間	1,436,225	—	1,309	1,434,916

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内(連結)子会社であります。
 2 「海外」とは、海外(連結)子会社であります。
 3 「相殺消去額」とは、連結会社間の資本連結に伴い相殺消去した金額を記載しております。
 4 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(8) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社です。

○ 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前中間連結会計期間 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
信託受益権	20,285	95.58	33,990	97.16
動産不動産	903	4.26	—	—
有形固定資産	—	—	903	2.58
銀行勘定貸	33	0.16	89	0.26
現金預け金	0	0.00	0	0.00
合計	21,222	100.00	34,983	100.00

負債				
科目	前中間連結会計期間 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	20,250	95.42	33,999	97.19
包括信託	972	4.58	983	2.81
合計	21,222	100.00	34,983	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間 一百万円、当中間連結会計期間 一百万円

2 元本補てん契約のある信託については、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の取扱残高はありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	55,477	58,868	3,391
経費(除く臨時処理分)	30,189	31,069	880
人件費	14,642	15,089	447
物件費	13,807	14,522	715
税金	1,740	1,457	△283
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	25,287	27,799	2,512
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	25,287	27,799	2,512
コア業務純益	26,423	27,701	1,278
一般貸倒引当金繰入額	△1,330	△689	641
業務純益	26,617	28,488	1,871
うち債券関係損益	△1,135	97	1,232
臨時損益	△9,335	△8,996	339
うち株式関係損益	544	1,195	651
うち不良債権処理損失	8,761	8,453	△308
個別貸倒引当金繰入額 (貸出金償却含む)	6,528	8,231	1,703
その他の債権売却損等	2,233	221	△2,012
経常利益	17,282	19,491	2,209
特別損益	△58	△854	△796
うち固定資産処分損益	△47	△64	△17
税引前中間純利益	17,223	18,636	1,413
法人税、住民税及び事業税	2,517	11,003	8,486
法人税等調整額	4,368	△3,643	△8,011
中間純利益	10,337	11,277	940

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + 特定取引収支
+ その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 コア業務純益とは、一般貸倒引当金繰入額及び債券関係損益除きの業務純益

5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却

7 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.75	1.90	0.15
(イ)貸出金利回	1.94	2.03	0.09
(ロ)有価証券利回	1.25	1.42	0.17
(2) 資金調達原価 ②	1.27	1.42	0.15
預金等利回	0.06	0.23	0.17
(3) 預貸金利鞘	0.70	0.62	△0.08
(4) 総資金利鞘 ①-②	0.48	0.48	—

(注) 「国内業務部門」とは、本邦店の円建諸取引であります。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
コア業務純益ベース	18.81	18.64	△0.17
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	18.00	18.70	0.70
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	18.00	18.70	0.70
業務純益ベース	18.95	19.16	0.21
中間純利益ベース	7.36	7.58	0.22

(注) $ROE = \frac{[\text{コア業務純益}]、[\text{業務純益}]、[\text{中間純利益}] / 183 \times 365}{(\text{期首純資産の部合計} + \text{中間会計期間末純資産の部合計}) / 2}$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	5,118,650	5,163,138	44,488
預金(平残)	5,088,462	5,185,954	97,492
貸出金(未残)	4,050,337	4,297,254	246,917
貸出金(平残)	3,987,526	4,299,448	311,922

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	3,435,318	3,498,108	62,790
法人	1,393,374	1,363,103	△30,271
合計	4,828,692	4,861,211	32,519

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 個人ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人ローン残高	1,009,534	1,043,868	34,334
住宅ローン残高	726,419	737,669	11,250
その他ローン残高	283,114	306,199	23,085

(4) 中小企業等貸出金

	前中間会計期間 (百万円、%) (A)	当中間会計期間 (百万円、%) (B)	増減(百万円、%) (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	3,181,438	3,244,018	62,580
中小企業等貸出金比率	78.9	75.7	△3.2

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	16	82	12	73
信用状	612	4,717	610	5,782
保証	6,201	109,504	5,675	83,734
計	6,829	114,303	6,297	89,590

[前へ](#)

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	54,573	54,573
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	30,638	30,645
	利益剰余金	130,938	149,102
	自己株式(△)	491	634
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	1,936	2,357
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△0	△0
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	30,063	30,172
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	30,000	30,000
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	243,787	261,502
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	30,000	30,000
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	19,494	19,200
	一般貸倒引当金	19,061	21,255
	負債性資本調達手段等	102,200	107,500
	うち永久劣後債務(注2)	9,000	12,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	93,200	95,500
	計	140,755	147,955
うち自己資本への算入額 (B)	140,755	147,955	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,957	5,377
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	382,585	404,081
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	3,639,490	3,473,537
	オフ・バランス取引等項目	104,701	178,307
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	3,651,844
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	219,192
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	17,535
	計(E)+(F) (注5) (H)	3,744,192	3,871,037
連結自己資本比率(国内基準) = (D)/(H) × 100(%)	10.21	10.43	
(参考)Tier 1比率 = (A)/(H) × 100(%)	6.51	6.75	

(注) 1 告示第28条第2項(旧告示第23条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号(旧告示第24条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号(旧告示第24条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号(旧告示第25条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第25条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	54,573	54,573
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	30,634	30,634
	その他資本剰余金	3	10
	利益準備金	40,153	40,153
	その他利益剰余金	89,084	106,846
	その他	30,063	30,172
	自己株式(△)	469	612
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	1,936	2,357
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	242,107	259,422
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	30,000	30,000	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	19,494	19,200
	一般貸倒引当金	19,061	21,255
	負債性資本調達手段等	102,200	107,500
	うち永久劣後債務(注2)	9,000	12,000
	うち期限付劣後債務及び 期限付優先株(注3)	93,200	95,500
	計	140,755	147,955
うち自己資本への算入額 (B)	140,755	147,955	
控除項目	控除項目(注4) (C)	200	3,497
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	382,662	403,880
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	3,640,145	3,471,944
	オフ・バランス取引等項目	104,701	178,307
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	3,650,251
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	216,791
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	17,343
	計 (E)+(F) (注5) (H)	3,744,846	3,867,043
単体自己資本比率(国内基準) = (D)/(H) × 100(%)		10.21	10.44
(参考) Tier 1 比率 = (A)/(H) × 100(%)		6.46	6.70

(注) 1 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

5 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものがあります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	222	209
危険債権	440	578
要管理債権	494	395
正常債権	40,541	43,188

(注) 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づき、単位未満を四捨五入しております。

[前へ](#)

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

平成19年度上期におけるわが国経済は輸出・生産活動の増加から、企業業績が改善を見せる中で、個人消費も底堅く推移するなど、緩やかながら回復傾向が続いています。一方、金融面では米国サブプライムローン問題の表面化を受け、国内外のマーケットに不安定な状況が続きました。

このような環境の中、中期計画<SPIRITS>の初年度となる平成19年度の中間期業績は、コア業務純益、当期純利益ともに中間期ベースの過去最高を更新するなど、<SPIRITS>の諸施策の成果が着実に現れております。引き続き、当行グループの総合力を発揮し、最高品質の価値ある金融サービスを積極的かつスピーディに提供することで、収益力と取引基盤の拡大に取り組んでまいります。

加えて、コンプライアンスを引き続き経営の最重要課題の一つと位置付け、役職員一丸となってさらなる態勢強化に努めるとともに、金融犯罪の未然防止、説明義務の徹底など、お客さま保護への取り組みを強化してまいります。

さらに、地域社会の一員として、環境保全活動や社会貢献活動といったCSR活動にも積極的に取り組み、よりよい地域社会作りの一翼を担っていくことで、今後とも、地域社会との強い信頼関係で結ばれ、お客さまからまっ先に相談される「ファースト・コール・バンク」となりますよう、着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

当行は、平成19年9月26日、ウツミ屋証券株式会社と共同出資による証券会社の設立・営業開始（平成20年1月予定）について「合弁協定書」を締結いたしました。これは、「貯蓄から投資」の流れの中で、ウツミ屋証券株式会社と当行が持つ強固な営業基盤を活用し、西日本エリアのお客さまに、最も便利な証券サービスを提供できる、頼りがいのある金融グループをつくることを目指すものです。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

銀行業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	—	竹原支店	竹原市中央	店舗	—	674	平成19年5月

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	625,266,342	同左	東京証券取引所 市場第一部	株主として権利内容に制限の ない、標準となる株式
計	625,266,342	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	625,266	—	54,573,789	—	30,634,730

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	22,602	3.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	20,735	3.31
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	20,002	3.19
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号	20,000	3.19
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	19,009	3.04
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	16,687	2.66
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	15,942	2.54
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	13,915	2.22
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	11,095	1.77
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	11,076	1.77
計	—	171,067	27.35

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	22,602千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,942千株

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,146,000	—	株主として権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 619,783,000	619,783	同上
単元未満株式	普通株式 4,337,342	—	同上
発行済株式総数	625,266,342	—	—
総株主の議決権	—	619,783	—

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、81千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が81個含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 当行	広島市中区紙屋町一丁目 3番8号	1,146,000	—	1,146,000	0.18
計	—	1,146,000	—	1,146,000	0.18

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	691	734	730	708	721	665
最低(円)	637	645	655	662	606	569

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

- (1) 新任役員
該当ありません。
- (2) 退任役員
該当ありません。
- (3) 役職の異動
該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(資産の部)

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
現金預け金		141,460	2.38	145,925	2.39	98,154	1.59
コールローン及び 買入手形		12,338	0.21	12,013	0.20	8,869	0.15
買入金銭債権		22,799	0.38	31,211	0.51	25,416	0.41
特定取引資産		9,868	0.17	17,517	0.29	13,182	0.21
金銭の信託		32	0.00	586	0.01	608	0.01
有価証券	※1,7 14	1,522,768	25.61	1,434,916	23.54	1,597,664	25.89
貸出金	※2,3 4,5 6,7 8	4,050,337	68.12	4,297,254	70.48	4,289,425	69.50
外国為替	※6,7	4,716	0.08	3,479	0.06	3,842	0.06
その他資産	※7	29,778	0.50	34,650	0.57	32,198	0.52
有形固定資産	※9 10 11	83,833	1.41	82,790	1.36	83,313	1.35
無形固定資産		10,261	0.17	9,653	0.16	9,986	0.16
繰延税金資産		5,495	0.09	10,354	0.17	96	0.00
支払承諾見返	※14	90,303	1.52	57,590	0.94	54,292	0.88
貸倒引当金		△38,262	△0.64	△41,202	△0.68	△44,867	△0.73
資産の部合計		5,945,732	100.00	6,096,739	100.00	6,172,184	100.00

(負債及び純資産の部)

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (平成19年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
預金	※7	5,117,770	86.07	5,162,234	84.67	5,194,516	84.16
譲渡性預金		57,759	0.97	102,865	1.69	128,969	2.09
コールマネー及び 売渡手形		18,354	0.31	29,665	0.49	102,429	1.66
債券貸借取引 受入担保金	※7	63,414	1.07	42,390	0.70	36,276	0.59
特定取引負債		6,749	0.11	14,180	0.23	9,186	0.15
借入金	※7 12	72,676	1.22	108,481	1.78	92,522	1.50
外国為替		164	0.00	239	0.00	281	0.00
社債	※13	154,000	2.59	177,000	2.90	159,000	2.58
信託勘定借		33	0.00	89	0.00	67	0.00
その他負債		33,094	0.56	56,779	0.93	38,687	0.63
役員賞与引当金		—	—	—	—	45	0.00
退職給付引当金		81	0.00	81	0.00	78	0.00
役員退職慰労引当金		—	—	711	0.01	—	—
預金払戻損失引当金		—	—	767	0.01	—	—
ポイント制度引当金		—	—	97	0.00	73	0.00
繰延税金負債		—	—	—	—	4,805	0.08
再評価に係る 繰延税金負債	※9	18,811	0.32	18,543	0.31	18,716	0.30
支払承諾	※14	90,303	1.52	57,590	0.95	54,292	0.88
負債の部合計		5,633,213	94.74	5,771,719	94.67	5,839,949	94.62
資本金		54,573	0.92	54,573	0.89	54,573	0.88
資本剰余金		30,638	0.52	30,645	0.50	30,642	0.50
利益剰余金		130,938	2.20	149,102	2.45	139,311	2.26
自己株式		△491	△0.01	△634	△0.01	△563	△0.01
株主資本合計		215,660	3.63	233,687	3.83	223,964	3.63
その他有価証券 評価差額金		42,933	0.72	37,564	0.62	54,332	0.88
繰延ヘッジ損益		△647	△0.01	△528	△0.01	△607	△0.01
土地再評価差額金	※9	24,509	0.41	24,124	0.39	24,372	0.39
為替換算調整勘定		△0	△0.00	△0	△0.00	△0	△0.00
評価・換算差額等 合計		66,795	1.12	61,159	1.00	78,098	1.26
少数株主持分		30,063	0.51	30,172	0.50	30,172	0.49
純資産の部合計		312,519	5.26	325,020	5.33	332,235	5.38
負債及び純資産の部 合計		5,945,732	100.00	6,096,739	100.00	6,172,184	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		78,373	100.00	86,605	100.00	163,049	100.00
資金運用収益		56,172		62,403		113,047	
(うち貸出金利息)		(39,259)		(44,481)		(80,810)	
(うち有価証券利息配当金)		(12,794)		(12,432)		(23,657)	
信託報酬		31		60		67	
役務取引等収益		13,272		13,905		27,183	
特定取引収益		1,763		2,482		3,516	
その他業務収益		4,377		5,125		9,108	
その他経常収益		2,756		2,627		10,125	
経常費用		60,699	77.45	66,446	76.72	127,045	77.92
資金調達費用		10,621		15,481		23,164	
(うち預金利息)		(5,526)		(10,670)		(13,012)	
役務取引等費用		4,063		4,361		8,386	
その他業務費用		5,167		4,587		6,695	
営業経費		30,893		32,305		61,152	
その他経常費用	※1	9,953		9,711		27,645	
経常利益		17,674	22.55	20,159	23.28	36,003	22.08
特別利益		81	0.11	30	0.03	266	0.17
固定資産処分益		75		1		257	
償却債権取立益		6		28		8	
その他の特別利益		—		0		—	
特別損失		148	0.19	884	1.02	663	0.41
固定資産処分損		123		65		294	
減損損失		17		818		328	
その他の特別損失		7		0		40	
税金等調整前中間(当期)純利益		17,607	22.47	19,305	22.29	35,606	21.84
法人税、住民税及び事業税		2,596	3.32	11,054	12.76	7,825	4.80
法人税等調整額		4,364	5.57	△3,643	△4.20	6,532	4.01
少数株主利益		63	0.08	478	0.55	539	0.33
中間(当期)純利益		10,582	13.50	11,414	13.18	20,708	12.70

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	54,573	30,637	122,206	△438	206,979
中間連結会計期間中の変動額					
利益処分による剰余金の配当	—	—	△1,873	—	△1,873
利益処分による役員賞与	—	—	△51	—	△51
中間純利益	—	—	10,582	—	10,582
自己株式の取得	—	—	—	△56	△56
自己株式の処分	—	1	—	3	5
土地再評価差額金の取崩	—	—	73	—	73
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	1	8,731	△52	8,680
平成18年9月30日残高(百万円)	54,573	30,638	130,938	△491	215,660

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	49,290	—	24,583	△0	73,873	—	280,853
中間連結会計期間中の変動額							
利益処分による剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△1,873
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	—	—	△51
中間純利益	—	—	—	—	—	—	10,582
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△56
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	5
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	73
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△6,357	△647	△73	0	△7,078	30,063	22,985
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△6,357	△647	△73	0	△7,078	30,063	31,665
平成18年9月30日残高(百万円)	42,933	△647	24,509	△0	66,795	30,063	312,519

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	54,573	30,642	139,311	△563	223,964
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)	—	—	△1,872	—	△1,872
中間純利益	—	—	11,414	—	11,414
自己株式の取得	—	—	—	△81	△81
自己株式の処分	—	2	—	11	14
土地再評価差額金の取崩	—	—	248	—	248
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	2	9,790	△70	9,722
平成19年9月30日残高(百万円)	54,573	30,645	149,102	△634	233,687

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	54,332	△607	24,372	△0	78,098	30,172	332,235
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当(注)	—	—	—	—	—	—	△1,872
中間純利益	—	—	—	—	—	—	11,414
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△81
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	14
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	248
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△16,768	78	△248	△0	△16,938	—	△16,938
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△16,768	78	△248	△0	△16,938	—	△7,215
平成19年9月30日残高(百万円)	37,564	△528	24,124	△0	61,159	30,172	325,020

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	54,573	30,637	122,206	△438	206,979
連結会計年度中の変動額					
利益処分による剰余金の配当	—	—	△1,873	—	△1,873
利益処分による役員賞与	—	—	△51	—	△51
剰余金の配当	—	—	△1,872	—	△1,872
当期純利益	—	—	20,708	—	20,708
自己株式の取得	—	—	—	△138	△138
自己株式の処分	—	5	—	13	18
土地再評価差額金の取崩	—	—	210	—	210
持分法適用会社の減少	—	—	△17	—	△17
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	5	17,104	△125	16,984
平成19年3月31日残高(百万円)	54,573	30,642	139,311	△563	223,964

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	49,290	—	24,583	△0	73,873	—	280,853
連結会計年度中の変動額							
利益処分による剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△1,873
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	—	—	△51
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△1,872
当期純利益	—	—	—	—	—	—	20,708
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△138
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	18
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	210
持分法適用会社の減少	—	—	—	—	—	—	△17
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	5,042	△607	△210	0	4,224	30,172	34,396
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	5,042	△607	△210	0	4,224	30,172	51,381
平成19年3月31日残高(百万円)	54,332	△607	24,372	△0	78,098	30,172	332,235

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		17,607	19,305	35,606
減価償却費		1,912	2,379	4,427
減損損失		17	818	328
持分法による投資損益(△)		△140	△63	△327
貸倒引当金の増加額		△6,068	△3,664	535
役員賞与引当金の増加額		—	△45	45
退職給付引当金の増加額		0	3	△2
役員退職慰労引当金の増加額		—	711	—
預金払戻損失引当金の増加額		—	767	—
ポイント制度引当金の増加額		—	23	73
資金運用収益		△56,172	△62,403	△113,047
資金調達費用		10,621	15,481	23,164
有価証券関係損益(△)		591	△1,390	△5,950
金銭の信託の運用損益(△)		—	△1	31
固定資産処分損益(△)		47	64	37
特定取引資産の純増(△)減		△527	△4,335	△3,841
特定取引負債の純増減(△)		628	4,993	3,065
貸出金の純増(△)減		△125,414	△7,828	△364,502
預金の純増減(△)		303	△32,281	77,049
譲渡性預金の純増減(△)		△29,939	△26,104	41,269
借入金(劣後特約付借入金を除く) の純増減(△)		1,758	28,959	31,104
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		△19,212	4,864	△3,040
コールローン等の純増(△)減		△8,223	△8,938	△7,371
コールマネー等の純増減(△)		△160,869	△72,763	△76,794
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)		△29,177	6,114	△56,316
外国為替(資産)の純増(△)減		277	363	1,151
外国為替(負債)の純増減(△)		△61	△42	56
普通社債の発行・償還による 純増減(△)		20,000	20,000	—
資金運用による収入		55,602	62,819	114,141
資金調達による支出		△9,873	△13,132	△21,557
その他		10,050	10,811	9,408
小計		△326,263	△54,516	△311,255
法人税等の支払額		△4,403	△5,592	△6,612
営業活動による キャッシュ・フロー		△330,666	△60,108	△317,867

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△305,897	△352,502	△763,066
有価証券の売却による収入		516,038	417,290	825,447
有価証券の償還による収入		64,449	67,804	161,742
金銭の信託の増加による支出		△32	△1,143	△640
金銭の信託の減少による収入		—	1,167	—
有形固定資産の取得による支出		△904	△1,237	△1,852
無形固定資産の取得による支出		△1,063	△1,258	△2,402
有形固定資産の売却による収入		490	20	663
無形固定資産の売却による収入		0	25	12
連結範囲の変動を伴う関連会社株式の売却による収入		—	—	39
投資活動による キャッシュ・フロー		273,080	130,167	219,944
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		10,000	7,000	20,000
劣後特約付借入金返済による 支出		△1,000	△20,000	△20,500
劣後特約付社債・新株予約権付 社債の発行による収入		—	—	25,000
劣後特約付社債・新株予約権付 社債の償還による支出		—	△2,000	—
少数株主からの払込による収入		30,000	—	30,000
配当金支払額		△1,870	△1,870	△3,741
少数株主への配当金支払額		—	△478	△366
自己株式の取得による支出		△56	△81	△138
自己株式の売却による収入		5	14	18
財務活動による キャッシュ・フロー		37,078	△17,416	50,271
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△51	△7	△41
V 現金及び現金同等物の増加額		△20,559	52,635	△47,693
VI 現金及び現金同等物の期首残高		140,432	92,738	140,432
VII 現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高		119,872	145,373	92,738

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 6社 ひろぎんビジネスサポート(株) ひろぎんモーゲージサービス(株) しまなみ債権回収(株) ひろぎんウェルスマネジメント(株) Hiroshima Finance (Cayman) Limited Hiroshima Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>Hiroshima Preferred Capital Cayman Limitedは、設立により当中間連結会計期間から連結しております。</p> <p>また、ひろぎんウェルスマネジメント(株)は、平成18年4月1日付けで(株)広島ウェルスマネジメントから名称を変更したものであります。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 6社 ひろぎんビジネスサポート(株) ひろぎんモーゲージサービス(株) しまなみ債権回収(株) ひろぎんウェルスマネジメント(株) Hiroshima Finance (Cayman) Limited Hiroshima Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 6社 ひろぎんビジネスサポート(株) ひろぎんモーゲージサービス(株) しまなみ債権回収(株) ひろぎんウェルスマネジメント(株) Hiroshima Finance (Cayman) Limited Hiroshima Preferred Capital Cayman Limited</p> <p>Hiroshima Preferred Capital Cayman Limitedは、設立により当連結会計年度から連結しております。</p> <p>また、ひろぎんウェルスマネジメント(株)は、平成18年4月1日付けで、(株)広島ウェルスマネジメントから名称を変更したものであります。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 6社 ひろぎん保証(株) ひろぎんリース(株) ひろぎんオートリース(株) ひろぎんカードサービス(株) ひろぎんキャピタル(株) ひろしまジンザイサポート(株)</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 5社 ひろぎん保証(株) ひろぎんリース(株) ひろぎんオートリース(株) ひろぎんカードサービス(株) ひろしまジンザイサポート(株)</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 5社 ひろぎん保証(株) ひろぎんリース(株) ひろぎんオートリース(株) ひろぎんカードサービス(株) ひろしまジンザイサポート(株)</p> <p>ひろぎんキャピタル(株)は、持分の減少により持分法の範囲から除外しております。</p> <p>なお、当連結会計年度を通じて持分法を適用し、その損益を連結財務諸表に取り込んでおります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(3) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会 社 該当ありません。	(3) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会 社 該当ありません。	(3) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会 社 該当ありません。
3. 連結子会社の(中 間)決算日等に關 する事項	連結子会社の中間決算日 は次のとおりであります。 9月末日 6社	連結子会社の中間決算日 は次のとおりであります。 9月末日 6社	連結子会社の決算日は次 のとおりであります。 3月末日 6社
4. 会計処理基準に關 する事項	(1) 特定取引資産・負債の 評価基準及び収益・費用 の計上基準 金利、通貨の価格、有 価証券市場における相場 その他の指標に係る短期 的な変動、市場間の格差 等を利用して利益を得る 等の目的(以下「特定取 引目的」)の取引につい ては、取引の約定時点を 基準とし、中間連結貸借 対照表上「特定取引資 産」及び「特定取引負 債」に計上するととも に、当該取引からの損益 を中間連結損益計算書上 「特定取引収益」及び 「特定取引費用」に計上 しております。 特定取引資産及び特定 取引負債の評価は、有価 証券及び金銭債権等につ いては中間連結決算日の 時価により、スワップ・ 先物・オプション取引等 の派生商品については中 間連結決算日において決 済したものとみなした額 により行っております。 また、特定取引収益及 び特定取引費用の損益計 上は、当中間連結会計期 間中の受払利息等に、有 価証券、金銭債権等につ いては前連結会計年度末 と当中間連結会計期間末 における評価損益の増減 額を、派生商品について は前連結会計年度末と当 中間連結会計期間末にお けるみなし決済からの損 益相当額の増減額を加え ております。	(1) 特定取引資産・負債の 評価基準及び収益・費用 の計上基準 同左	(1) 特定取引資産・負債の 評価基準及び収益・費用 の計上基準 金利、通貨の価格、有 価証券市場における相場 その他の指標に係る短期 的な変動、市場間の格差 等を利用して利益を得る 等の目的(以下「特定取 引目的」)の取引につい ては、取引の約定時点を 基準とし、連結貸借対照 表上「特定取引資産」及 び「特定取引負債」に計 上するとともに、当該取 引からの損益を連結損益 計算書上「特定取引収 益」及び「特定取引費 用」に計上しておりま す。 特定取引資産及び特定 取引負債の評価は、有価 証券及び金銭債権等につ いては連結決算日の時価 により、スワップ・先 物・オプション取引等 の派生商品については連 結決算日において決済し たものとみなした額によ り行っております。 また、特定取引収益及 び特定取引費用の損益計 上は、当連結会計年度中 の受払利息等に、有価証 券、金銭債権等につ いては前連結会計年度末 と当連結会計年度末にお ける評価損益の増減額を、 派生商品については前連 結会計年度末と当連結会 計年度末におけるみなし 決済からの損益相当額の 増減額を加えております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ)</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(ロ)</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(イ)と同じ方法により行っております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 : 22年～50年 動産 : 3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>②無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年・10年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 : 22年～50年 動産 : 3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ5百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産</p> <p>同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 : 22年～50年 動産 : 3年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>②無形固定資産</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとおり 計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経 営破綻に陥る可能性が大 きいと認められる債務者 に係る債権については、 債権額から、担保の処分 可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除 し、その残額のうち、債 務者の支払能力を総合的 に判断し必要と認める額 を計上しております。</p> <p>「注記事項(中間連結 貸借対照表関係)4」の 貸出条件緩和債権等を有 する債務者で与信額が一 定額以上の大口債務者の うち、債権の元本の回収 及び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合 理的に見積もることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 貸出条件緩和実施前の約 定利率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法 (キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てて おります。</p> <p>上記以外の債権につい ては、過去の一定期間に おける貸倒実績から算出 した貸倒実績率等に基づ き計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部 署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとおり 計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経 営破綻に陥る可能性が大 きいと認められる債務者 に係る債権については、 債権額から、担保の処分 可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除 し、その残額のうち、債 務者の支払能力を総合的 に判断し必要と認める額 を計上しております。</p> <p>「注記事項(中間連結 貸借対照表関係)4」の 貸出条件緩和債権等を有 する債務者で与信額が一 定額以上の大口債務者の うち、債権の元本の回収 及び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合 理的に見積もることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 貸出条件緩和実施前の約 定利率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法 (キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てて おります。</p> <p>上記以外の債権につい ては、過去の一定期間に おける貸倒実績から算出 した貸倒実績率等に基づ き計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部 署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとおり 計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経 営破綻に陥る可能性が大 きいと認められる債務者 に係る債権については、 債権額から、担保の処分 可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除 し、その残額のうち、債 務者の支払能力を総合的 に判断し必要と認める額 を計上しております。</p> <p>「注記事項(中間連結 貸借対照表関係)4」の 貸出条件緩和債権等を有 する債務者で与信額が一 定額以上の大口債務者の うち、債権の元本の回収 及び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合 理的に見積もることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 貸出条件緩和実施前の約 定利率で割引いた金額と 債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法 (キャッシュ・フロー見 積法)により引き当てて おります。</p> <p>上記以外の債権につい ては、過去の一定期間に おける貸倒実績から算出 した貸倒実績率等に基づ き計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産 の自己査定基準に基づ き、営業関連部署が資産 査定を実施し、当該部署 から独立した資産監査部 署が査定結果を監査して おり、その査定結果に基 づいて上記の引当を行っ ております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は45,978百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46,042百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,463百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
			<p>(6) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として45百万円計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は45百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度において全額費用処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度において全額費用処理</p> <p>数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理</p>
		<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。</p>	

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		これにより、従来の方法に比べ、営業経費は711百万円増加し、経常利益、税金等調整前中間純利益は711百万円それぞれ減少しております。	
	——	<p>(9) 預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>負債計上を中止した預金に係る預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金に係る預金者からの払戻請求に対しては、払戻時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は767百万円増加し、経常利益、税金等調整前中間純利益は767百万円それぞれ減少しております。</p>	——
	——	<p>(10) ポイント制度引当金の計上基準</p> <p>クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来使用見込額を計上しております。</p>	<p>(10) ポイント制度引当金の計上基準 (追加情報)</p> <p>ポイント制度引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(12) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>
	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>	<p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・借入金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から1～7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は518百万円（税効果額控除前）であります。</p>	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・借入金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から1～7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は244百万円（税効果額控除前）であります。</p>	<p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・借入金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から1～7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は353百万円（税効果額控除前）であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>(14)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
5. (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は283,102百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は302,669百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p> <p>—————</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年 4月28日)により改正され、平成18年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式1,774百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は11,003百万円、延滞債権額は54,953百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,271百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は44,153百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は115,382百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式1,900百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は9,469百万円、延滞債権額は65,355百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,353百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は35,190百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は114,367百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式1,844百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は10,751百万円、延滞債権額は67,584百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,821百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は31,396百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は114,553百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)																																																																
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は68,907百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="188 618 480 904"> <tr><td>担保に供している資産</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>262,601百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>87,700百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>資産</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>3,333百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借</td><td></td></tr> <tr><td>取引受入</td><td>63,414百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券97,975百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,389百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、21百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,273,741百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,241,988百万円あります。</p>	担保に供している資産		有価証券	262,601百万円	貸出金	87,700百万円	その他	12百万円	資産	12百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,333百万円	債券貸借		取引受入	63,414百万円	担保金		<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は65,674百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="608 618 900 904"> <tr><td>担保に供している資産</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>311,359百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>20,000百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>資産</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>3,326百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借</td><td></td></tr> <tr><td>取引受入</td><td>42,390百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>56,100百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券103,981百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,254百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、5百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,335,882百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,295,742百万円あります。</p>	担保に供している資産		有価証券	311,359百万円	貸出金	20,000百万円	その他	12百万円	資産	12百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,326百万円	債券貸借		取引受入	42,390百万円	担保金		借入金	56,100百万円	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は73,587百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1027 618 1319 904"> <tr><td>担保に供している資産</td><td></td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>432,614百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>40,000百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>資産</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr><td>預金</td><td>3,334百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借</td><td></td></tr> <tr><td>取引受入</td><td>36,276百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>28,600百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券95,145百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,251百万円あります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、10百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,282,250百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,245,560百万円あります。</p>	担保に供している資産		有価証券	432,614百万円	貸出金	40,000百万円	その他	12百万円	資産	12百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,334百万円	債券貸借		取引受入	36,276百万円	担保金		借入金	28,600百万円
担保に供している資産																																																																		
有価証券	262,601百万円																																																																	
貸出金	87,700百万円																																																																	
その他	12百万円																																																																	
資産	12百万円																																																																	
担保資産に対応する債務																																																																		
預金	3,333百万円																																																																	
債券貸借																																																																		
取引受入	63,414百万円																																																																	
担保金																																																																		
担保に供している資産																																																																		
有価証券	311,359百万円																																																																	
貸出金	20,000百万円																																																																	
その他	12百万円																																																																	
資産	12百万円																																																																	
担保資産に対応する債務																																																																		
預金	3,326百万円																																																																	
債券貸借																																																																		
取引受入	42,390百万円																																																																	
担保金																																																																		
借入金	56,100百万円																																																																	
担保に供している資産																																																																		
有価証券	432,614百万円																																																																	
貸出金	40,000百万円																																																																	
その他	12百万円																																																																	
資産	12百万円																																																																	
担保資産に対応する債務																																																																		
預金	3,334百万円																																																																	
債券貸借																																																																		
取引受入	36,276百万円																																																																	
担保金																																																																		
借入金	28,600百万円																																																																	

前中間連結会計期間 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 30,451百万円</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 30,594百万円</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 31,178百万円</p>

前中間連結会計期間 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 36,309百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 12,768百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金59,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債54,000百万円が含まれております。</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 37,073百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 12,696百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金36,500百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債77,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は44,593百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ33,781百万円減少します。</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 36,544百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 12,696百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金49,500百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債79,000百万円が含まれております。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は37,595百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。 これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ37,595百万円減少しております。</p>
<p>15 当行は、共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社福岡銀行と共同賃借し、そのリース債務839百万円について相互に保証しております。</p>	<p>15 当行は、共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社福岡銀行と共同賃借し、そのリース債務32百万円について相互に保証しております。</p>	<p>15 当行は、共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社福岡銀行と共同賃借し、そのリース債務428百万円について相互に保証しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,434百万円、貸出金償却3,762百万円及び債権放棄による損失2,189百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,206百万円及び貸出金償却6,367百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額13,122百万円、貸出金償却8,087百万円、株式等売却損2,664百万円及び債権放棄による損失2,189百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	625,266	—	—	625,266	
合計	625,266	—	—	625,266	
自己株式					
普通株式	928	80	7	1,001	※
合計	928	80	7	1,001	

※ 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,873	3.0	平成18年 3月31日	平成18年 6月30日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月13日 取締役会	普通株式	1,872	利益剰余金	3.0	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日

II 当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	625,266	—	—	625,266	
合計	625,266	—	—	625,266	
自己株式					
普通株式	1,101	120	21	1,200	※
合計	1,101	120	21	1,200	

※ 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,872	3.0	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月12日 取締役会	普通株式	2,184	利益剰余金	3.5	平成19年 9月30日	平成19年 12月10日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	625,266	—	—	625,266	
合計	625,266	—	—	625,266	
自己株式					
普通株式	928	199	27	1,101	※
合計	928	199	27	1,101	

※ 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,873	3.0	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月13日 取締役会	普通株式	1,872	3.0	平成18年9月30日	平成18年12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,872	利益剰余金	3.0	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日)
現金預け金 141,460百万円 勘定 141,460百万円 外貨預け金 △21,000百万円 その他預け金 △588百万円 現金及び現金同等物 119,872百万円	現金預け金 145,925百万円 勘定 145,925百万円 その他預け金 △551百万円 現金及び現金同等物 145,373百万円	現金預け金 98,154百万円 勘定 98,154百万円 外貨預け金 △2,000百万円 その他預け金 △3,416百万円 現金及び現金同等物 92,738百万円

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																																																										
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>9,780</td> <td>712</td> <td>10,492</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>8,068</td> <td>546</td> <td>8,615</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>1,711</td> <td>165</td> <td>1,876</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,697</td> <td>376</td> <td>2,074</td> </tr> </tbody> </table> リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 一百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,079百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>935百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>59百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>一百万円</td> </tr> </tbody> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	9,780	712	10,492	減価償却累計額相当額	8,068	546	8,615	減損損失累計額相当額	—	—	—	中間連結会計期間末残高相当額	1,711	165	1,876		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		1,697	376	2,074	支払リース料	1,079百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	935百万円	支払利息相当額	59百万円	減損損失	一百万円		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		—	—	—	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>7,257</td> <td>587</td> <td>7,844</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>6,945</td> <td>535</td> <td>7,480</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>311</td> <td>52</td> <td>364</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>317</td> <td>55</td> <td>373</td> </tr> </tbody> </table> リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 一百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>752百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>640百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>一百万円</td> </tr> </tbody> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	7,257	587	7,844	減価償却累計額相当額	6,945	535	7,480	減損損失累計額相当額	—	—	—	中間連結会計期間末残高相当額	311	52	364		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		317	55	373	支払リース料	752百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	640百万円	支払利息相当額	15百万円	減損損失	一百万円		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		—	—	—	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>8,245</td> <td>650</td> <td>8,895</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>7,346</td> <td>543</td> <td>7,890</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td> <td>899</td> <td>106</td> <td>1,005</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>993</td> <td>118</td> <td>1,111</td> </tr> </tbody> </table> リース資産減損勘定年度末残高 一百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2,019百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,729百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>93百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>一百万円</td> </tr> </tbody> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内 (百万円)</th> <th>1年超 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	8,245	650	8,895	減価償却累計額相当額	7,346	543	7,890	減損損失累計額相当額	—	—	—	年度末残高相当額	899	106	1,005		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		993	118	1,111	支払リース料	2,019百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	1,729百万円	支払利息相当額	93百万円	減損損失	一百万円		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		—	—	—
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
取得価額相当額	9,780	712	10,492																																																																																																																																									
減価償却累計額相当額	8,068	546	8,615																																																																																																																																									
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																																																																																																									
中間連結会計期間末残高相当額	1,711	165	1,876																																																																																																																																									
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
	1,697	376	2,074																																																																																																																																									
支払リース料	1,079百万円																																																																																																																																											
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																																																																																																											
減価償却費相当額	935百万円																																																																																																																																											
支払利息相当額	59百万円																																																																																																																																											
減損損失	一百万円																																																																																																																																											
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
	—	—	—																																																																																																																																									
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
取得価額相当額	7,257	587	7,844																																																																																																																																									
減価償却累計額相当額	6,945	535	7,480																																																																																																																																									
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																																																																																																									
中間連結会計期間末残高相当額	311	52	364																																																																																																																																									
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
	317	55	373																																																																																																																																									
支払リース料	752百万円																																																																																																																																											
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																																																																																																											
減価償却費相当額	640百万円																																																																																																																																											
支払利息相当額	15百万円																																																																																																																																											
減損損失	一百万円																																																																																																																																											
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
	—	—	—																																																																																																																																									
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
取得価額相当額	8,245	650	8,895																																																																																																																																									
減価償却累計額相当額	7,346	543	7,890																																																																																																																																									
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																																																																																																									
年度末残高相当額	899	106	1,005																																																																																																																																									
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
	993	118	1,111																																																																																																																																									
支払リース料	2,019百万円																																																																																																																																											
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																																																																																																											
減価償却費相当額	1,729百万円																																																																																																																																											
支払利息相当額	93百万円																																																																																																																																											
減損損失	一百万円																																																																																																																																											
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
	—	—	—																																																																																																																																									

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当ありません。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日)

満期保有目的の債券で時価のあるものについては、該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	94,025	173,622	79,596
債券	1,050,230	1,037,497	△12,732
国債	780,345	769,219	△11,125
地方債	106,044	104,872	△1,172
社債	163,840	163,405	△434
その他	294,263	300,121	5,858
合計	1,438,519	1,511,241	72,722

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものの減損処理については該当ありません。この減損処理に関する、時価が「著しく下落した」と判断する「合理的な基準」については、当中間連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込があると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	2,686
買入金銭債権	2,686
その他有価証券	28,740
非上場株式	5,142
事業債	4,610
買入金銭債権	18,988

II 当中間連結会計期間

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当ありません。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日)

満期保有目的の債券で時価のあるものについては、該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	109,436	180,144	70,707
債券	946,768	935,737	△11,030
国債	780,602	770,124	△10,477
地方債	42,627	42,286	△340
社債	123,538	123,325	△212
その他	304,121	308,071	3,950
合計	1,360,325	1,423,953	63,627

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について、97百万円減損処理を行っております。この減損処理に関する、時価が「著しく下落した」と判断する「合理的な基準」については、当中間連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込があると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	2,256
買入金銭債権	2,256
その他有価証券	36,552
非上場株式	5,312
事業債	3,750
買入金銭債権	27,490

Ⅲ 前連結会計年度

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当ありません。

1. 売買目的有価証券(平成19年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,695	13

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日)

満期保有目的の債券で時価のあるものについては、該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日)

	取得原価 (百万円)	連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	109,109	196,317	87,208	88,139	931
債券	1,095,931	1,082,763	△13,168	2,536	15,704
国債	841,217	829,219	△11,997	2,005	14,002
地方債	95,611	94,775	△836	161	997
社債	159,102	158,768	△333	369	703
その他	289,406	307,405	17,998	20,431	2,433
合計	1,494,448	1,586,486	92,038	111,107	19,069

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」は、それぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものの減損処理については該当ありません。この減損処理に関する、時価が「著しく下落した」と判断する「合理的な基準」については、当連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込があると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券については、該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	809,715	15,519	9,199

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	2,743
買入金銭債権	2,743
その他有価証券	30,812
非上場株式	4,973
事業債	4,360
買入金銭債権	21,479

7. 保有目的を変更した有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

保有目的を変更した有価証券については、該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(平成19年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	83,709	461,620	317,721	224,071
国債	7,845	350,889	254,331	216,152
地方債	15,754	39,022	39,998	—
社債	60,109	71,708	23,391	7,919
その他	16,416	74,295	31,687	123,035
合計	100,125	535,915	349,409	347,107

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日)

満期保有目的の金銭の信託については、該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (平成18年9月30日)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	32	32	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
満期保有目的の金銭の信託	534	534	—

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年9月30日)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	52	52	—

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

III 前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託 (平成19年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	468	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成19年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
満期保有目的の金銭の信託	95	95	—	—	—

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成19年3月31日)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	45	45	—	—	—

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」は、それぞれ「評価差額」の内訳であります。

[前へ](#)

[次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間

○ その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	72,722
その他有価証券	72,722
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	29,816
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	42,906
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	27
その他有価証券評価差額金	42,933

II 当中間連結会計期間

○ その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	63,627
その他有価証券	63,627
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	△1,594
(△)繰延税金負債	24,487
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	37,545
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	18
その他有価証券評価差額金	37,564

Ⅲ 前連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	92,038
その他有価証券	92,038
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	37,730
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	54,308
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	24
その他有価証券評価差額金	54,332

[前へ](#)

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	136,087	841	841
	金利オプション	—	—	—
	その他	103,894	—	377
合計		—	841	1,219

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	2,203,563	4,854	4,854
	為替予約	32,428	88	88
	通貨オプション	39,435	—	△55
	その他	—	—	—
合計		—	4,942	4,887

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日)

株式関連取引については、該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日)

債券関連取引については、該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日)

商品関連取引については、該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	9,000	30	30
	その他	15,000	△18	△18
合計		—	11	11

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

II 当中間連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	276,235	909	909
	金利オプション	—	—	—
	その他	132,417	△0	411
合計		—	908	1,320

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	2,913,165	7,698	7,698
	為替予約	22,665	52	52
	通貨オプション	27,924	—	△4
	その他	—	—	—
合計		—	7,750	7,746

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日)

株式関連取引については、該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日)

債券関連取引については、該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日)

商品関連取引については、該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	14,952	201	201
	その他	12,000	8	8
合計		—	210	210

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

[前へ](#)

[次へ](#)

Ⅲ 前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容及び利用目的・取組方針

当行は、資産・負債の総合管理(いわゆるALM)の中で、金利リスクや外貨流動性リスクの軽減等を目的として、金利スワップ・通貨スワップ等のデリバティブ取引を行っております。当行は、デリバティブ取引を、このような目的で積極的に活用していく方針としております。なお、連結子会社においては、デリバティブ取引は行っておりません。

また、取引先の金融ニーズに積極的に応えるため、取引先との間で為替予約や通貨スワップ、金利スワップ等の取引を行うとともに、デリバティブを組み込んだ金融商品の取扱いを行っております。これらは、原則として銀行間市場でカバー取引を行っており、取引先との取引において大きなポジションは持っておりません。

さらに、当行独自の判断で、短期的な売買差益の確保等を目的として、通貨オプション等を行っております。このような目的でのデリバティブ取引は、リスク管理に配慮しつつ、限定的に取り組む方針であり、リスクの高い取引は、行っておりません。

なお、ヘッジ会計の適用に際しては、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等に基づき、行内基準を制定し、ヘッジ手段やヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等を明確にした上で取組んでおります。

(2) リスクの内容及びリスク管理体制

当行が取り扱うデリバティブ取引の主要なリスクとして、信用リスクと市場リスクが挙げられます。

信用リスクとは、取引先の債務不履行による損失発生の可能性です。信用リスクを管理するため、当行の取引先とのデリバティブ取引においては、貸出と同様に貸出稟議書による申請・審査・承認手続を基本とし、銀行間市場での取引では、格付等に基づいて設定したクレジットラインの範囲内での運営を基本としております。

市場リスクとは、金利や為替相場等の市場価格の変動による損失発生の可能性です。市場リスクを管理するため、デリバティブの取引限度額は、原則として、取引目的、取引実行部署、取引種類ごとに予め設定し、毎月実行状況を経営陣に報告しております。

これらのリスクの厳格な管理のために、デリバティブ取引を所管する資金証券部には取引の約定を行うフロントオフィスと勘定処理等の事務を行うバックオフィスを明確に分離したうえで、リスク統括部においてリスク管理を統括し、取引ルールの遵守やポジション管理、損益状況の把握等の徹底を図っております。

(3) 定量的情報の補足説明

「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引の名目上の契約額または計算上の想定元本であり、この金額がそのままデリバティブ取引の信用リスク量、市場リスク量を表すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	66,745	63,213	657	657
	受取変動・支払固定	66,745	63,213	△23	△23
	受取変動・支払変動	16,093	16,093	259	259
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	101,353	1,050	△468	540
買建	101,343	1,050	468	162	
	合計	—	—	894	1,597

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

[前へ](#)

[次へ](#)

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	2,509,219	2,122,177	5,880	5,880
	為替予約				
	売建	26,988	—	△454	△454
	買建	30,381	—	554	554
	通貨オプション				
	売建	20,106	—	△227	△150
	買建	20,106	—	227	87
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	5,980	5,916

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引(平成19年3月31日)
株式関連取引につきましては、該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成19年3月31日)
債券関連取引につきましては、該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成19年3月31日)
商品関連取引につきましては、該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	12,167	12,167	△38	△38
	その他				
	売建	12,000	12,000	11	11
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△26	△26

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。
- 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(ストック・オプション等関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
ストック・オプション等については、該当ありません。
- II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
ストック・オプション等については、該当ありません。
- III 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
ストック・オプション等については、該当ありません。

[前へ](#)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

連結会社は銀行業以外の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

連結会社は銀行業以外の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

連結会社は銀行業以外の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	12,567
II 連結経常収益	78,373
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	16.0

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)であります。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	13,604
II 連結経常収益	86,605
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	15.7

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)であります。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	24,319
II 連結経常収益	163,049
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	14.9

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建貿易手形取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)であります。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	452.46	472.46	483.94
1株当たり中間(当期)純利益	円	16.95	18.28	33.17
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	—	—	—

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成19年9月30日)	前連結会計年度 (平成19年3月31日)
1株当たり純資産額				
純資産の部の合計額	百万円	312,519	325,020	332,235
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	30,063	30,172	30,172
(うち新株予約権)	百万円	—	—	—
(うち少数株主持分)	百万円	30,063	30,172	30,172
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	282,455	294,847	302,062
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	624,264	624,066	624,165

2 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	10,582	11,414	20,708
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	10,582	11,414	20,708
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	624,312	624,121	624,264

3 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(資産の部)

区分	注記 番号	前中間会計期間 (平成18年9月30日)		当中間会計期間 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
現金預け金		141,460	2.37	145,925	2.38	98,154	1.58
コールローン		12,338	0.21	12,013	0.20	8,869	0.14
買入金銭債権		22,799	0.38	31,211	0.51	25,416	0.41
特定取引資産		9,868	0.17	17,517	0.28	13,182	0.21
金銭の信託		32	0.00	586	0.01	608	0.01
有価証券	※1,7 14	1,522,972	25.51	1,434,977	23.42	1,597,780	25.75
貸出金	※2,3 4,5 6,7 8	4,050,337	67.85	4,297,254	70.12	4,289,425	69.13
外国為替	※6,7	4,716	0.08	3,479	0.06	3,842	0.06
その他資産	※7	29,460	0.49	34,016	0.55	31,332	0.51
有形固定資産	※9 10 13	83,808	1.40	82,767	1.35	83,289	1.34
無形固定資産		10,243	0.17	9,636	0.16	9,969	0.16
繰延税金資産		5,407	0.09	10,258	0.17	—	—
支払承諾見返	※14	114,303	1.92	89,590	1.46	88,292	1.42
貸倒引当金		△38,241	△0.64	△41,163	△0.67	△44,844	△0.72
資産の部合計		5,969,507	100.00	6,128,071	100.00	6,205,320	100.00

(負債及び純資産の部)

区分	注記 番号	前中間会計期間 (平成18年9月30日)		当中間会計期間 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
預金	※7	5,118,650	85.75	5,163,138	84.25	5,195,139	83.72
譲渡性預金		57,909	0.97	103,020	1.68	129,109	2.08
コールマネー		18,354	0.31	29,665	0.49	102,429	1.65
債券貸借取引 受入担保金	※7	63,414	1.06	42,390	0.69	36,276	0.59
特定取引負債		6,749	0.11	14,180	0.23	9,186	0.15
借入金	※7, 11	127,376	2.13	171,181	2.79	157,222	2.53
外国為替		164	0.00	239	0.01	281	0.01
社債	※12	130,000	2.18	145,000	2.37	125,000	2.01
信託勘定借		33	0.00	89	0.00	67	0.00
その他負債		32,989	0.55	56,722	0.93	38,583	0.62
役員賞与引当金		—	—	—	—	45	0.00
役員退職慰労引当金		—	—	700	0.01	—	—
預金払戻損失引当金		—	—	767	0.01	—	—
ポイント制度引当金		—	—	97	0.00	73	0.00
繰延税金負債		—	—	—	—	4,805	0.08
再評価に係る 繰延税金負債	※13	18,811	0.32	18,543	0.30	18,716	0.30
支払承諾	※14	114,303	1.92	89,590	1.46	88,292	1.42
負債の部合計		5,688,758	95.30	5,835,328	95.22	5,905,231	95.16
資本金		54,573	0.91	54,573	0.89	54,573	0.88
資本剰余金		30,638	0.51	30,645	0.50	30,642	0.50
資本準備金		30,634		30,634		30,634	
その他資本剰余金		3		10		7	
利益剰余金		129,238	2.17	146,994	2.40	137,341	2.21
利益準備金		40,153		40,153		40,153	
その他利益剰余金		89,085		106,841		97,188	
別途積立金		76,604		92,604		76,604	
繰越利益剰余金		12,481		14,237		20,584	
自己株式		△469	△0.01	△612	△0.01	△541	△0.01
株主資本合計		213,981	3.58	231,600	3.78	222,015	3.58
その他有価証券 評価差額金		42,906	0.72	37,545	0.61	54,308	0.88
繰延ヘッジ損益		△647	△0.01	△528	△0.01	△607	△0.01
土地再評価差額金	※13	24,509	0.41	24,124	0.40	24,372	0.39
評価・換算差額等合計		66,767	1.12	61,141	1.00	78,073	1.26
純資産の部合計		280,749	4.70	292,742	4.78	300,089	4.84
負債及び純資産の部合計		5,969,507	100.00	6,128,071	100.00	6,205,320	100.00

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		77,799	100.00	86,158	100.00	161,857	100.00
資金運用収益		56,176		62,405		113,051	
(うち貸出金利息)		(39,259)		(44,481)		(80,810)	
(うち有価証券利息配当金)		(12,798)		(12,434)		(23,661)	
信託報酬		31		60		67	
役務取引等収益		12,834		13,520		26,290	
特定取引収益		1,763		2,482		3,516	
その他業務収益		4,377		5,125		9,108	
その他経常収益		2,616		2,564		9,822	
経常費用		60,517	77.79	66,667	77.38	127,130	78.54
資金調達費用		10,709		15,998		23,761	
(うち預金利息)		(5,526)		(10,671)		(13,013)	
役務取引等費用		3,828		4,141		8,083	
その他業務費用		5,167		4,587		6,695	
営業経費	※1	30,857		32,262		61,050	
その他経常費用	※2	9,953		9,678		27,539	
経常利益		17,282	22.21	19,491	22.62	34,727	21.46
特別利益		81	0.11	30	0.04	266	0.16
特別損失		140	0.18	884	1.03	654	0.40
税引前中間(当期)純利益		17,223	22.14	18,636	21.63	34,338	21.22
法人税、住民税及び事業税		2,517	3.24	11,003	12.77	7,617	4.71
法人税等調整額		4,368	5.61	△3,643	△4.23	6,544	4.04
中間(当期)純利益		10,337	13.29	11,277	13.09	20,176	12.47

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高(百万円)	54,573	30,634	2	30,636	40,153	61,604	18,995	120,752	△416	205,546
中間会計期間中の 変動額										
利益処分による 剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△1,873	△1,873	—	△1,873
利益処分による 役員賞与	—	—	—	—	—	—	△51	△51	—	△51
利益処分による 別途積立金の積立	—	—	—	—	—	15,000	△15,000	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	—	—	10,337	10,337	—	10,337
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△56	△56
自己株式の処分	—	—	1	1	—	—	—	—	3	5
土地再評価差額 金の取崩	—	—	—	—	—	—	73	73	—	73
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	—	—	1	1	—	15,000	△6,513	8,486	△52	8,435
平成18年9月30日 残高(百万円)	54,573	30,634	3	30,638	40,153	76,604	12,481	129,238	△469	213,981

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高(百万円)	49,254	—	24,583	73,837	279,383
中間会計期間中の 変動額					
利益処分による 剰余金の配当	—	—	—	—	△1,873
利益処分による 役員賞与	—	—	—	—	△51
利益処分による 別途積立金の積立	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	10,337
自己株式の取得	—	—	—	—	△56
自己株式の処分	—	—	—	—	5
土地再評価差額 金の取崩	—	—	—	—	73
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)	△6,348	—	△73	△7,069	△7,069
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	△6,348	—	△73	△7,069	1,365
平成18年9月30日 残高(百万円)	42,906	—	24,509	66,767	280,749

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日 残高(百万円)	54,573	30,634	7	30,642	40,153	76,604	20,584	137,341	△541	222,015
中間会計期間中の 変動額										
剰余金の配当 (注)	—	—	—	—	—	—	△1,872	△1,872	—	△1,872
別途積立金の 積立(注)	—	—	—	—	—	16,000	△16,000	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	—	—	11,277	11,277	—	11,277
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△81	△81
自己株式の処分	—	—	2	2	—	—	—	—	11	14
土地再評価差額 金の取崩	—	—	—	—	—	—	248	248	—	248
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	—	—	2	2	—	16,000	△6,347	9,652	△70	9,585
平成19年9月30日 残高(百万円)	54,573	30,634	10	30,645	40,153	92,604	14,237	146,994	△612	231,600

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高(百万円)	54,308	△607	24,372	78,073	300,089
中間会計期間中の 変動額					
剰余金の配当 (注)	—	—	—	—	△1,872
別途積立金の 積立(注)	—	—	—	—	—
中間純利益	—	—	—	—	11,277
自己株式の取得	—	—	—	—	△81
自己株式の処分	—	—	—	—	14
土地再評価差額 金の取崩	—	—	—	—	248
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)	△16,762	78	△248	△16,931	△16,931
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	△16,762	78	△248	△16,931	△7,346
平成19年9月30日 残高(百万円)	37,545	△528	24,124	61,141	292,742

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	54,573	30,634	2	30,636	40,153	61,604	18,995	120,752	△416	205,546
事業年度中の変動額										
利益処分による剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△1,873	△1,873	—	△1,873
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	—	—	△51	△51	—	△51
利益処分による別途積立金の積立	—	—	—	—	—	15,000	△15,000	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△1,872	△1,872	—	△1,872
当期純利益	—	—	—	—	—	—	20,176	20,176	—	20,176
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△138	△138
自己株式の処分	—	—	5	5	—	—	—	—	13	18
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	210	210	—	210
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	5	5	—	15,000	1,589	16,589	△125	16,469
平成19年3月31日残高(百万円)	54,573	30,634	7	30,642	40,153	76,604	20,584	137,341	△541	222,015

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	49,254	—	24,583	73,837	279,383
事業年度中の変動額					
利益処分による剰余金の配当	—	—	—	—	△1,873
利益処分による役員賞与	—	—	—	—	△51
利益処分による別途積立金の積立	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△1,872
当期純利益	—	—	—	—	20,176
自己株式の取得	—	—	—	—	△138
自己株式の処分	—	—	—	—	18
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	210
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	5,053	—	△210	4,235	4,235
事業年度中の変動額合計(百万円)	5,053	—	△210	4,235	20,705
平成19年3月31日残高(百万円)	54,308	—	24,372	78,073	300,089

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	(1)同左	<p>(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(1)と同じ方法により行っております。	(2) 同左	(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記(1)と同じ方法により行っております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：22～50年 動産：3～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：22～50年 動産：3～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ5百万円減少しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：22～50年 動産：3～20年
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年・10年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
5 繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>「注記事項(中間貸借対照表関係)4」の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>「注記事項(中間貸借対照表関係)4」の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>「注記事項(中間貸借対照表関係)4」の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は45,978百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46,042百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は38,463百万円であります。</p>
	—	—	<p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として45百万円計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は45百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度において全額費用処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務： その発生年度において全額費用処理</p> <p>数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>
		<p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。 (会計方針の変更)</p> <p>従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は700百万円増加し、経常利益、税引前中間純利益は700百万円それぞれ減少しております。</p>	

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	—	<p>(5) 預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金に係る預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、負債計上を中止した預金に係る預金者からの払戻請求に対しては、払戻時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は767百万円増加し、経常利益、税引前中間純利益は767百万円それぞれ減少しております。</p>	—
	—	<p>(6) ポイント制度引当金 クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来使用見込額を計上しております。</p>	<p>(6) ポイント制度引当金 (追加情報) ポイント制度引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。</p>
7 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
9 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・借入金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から1～7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は518百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・借入金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から1～7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は244百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる借入金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・借入金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から1～7年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は353百万円(税効果額控除前)であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>
10 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>同左</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は281,397百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び当中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は300,696百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>_____</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間 (平成18年9月30日)	当中間会計期間 (平成19年9月30日)	前事業年度 (平成19年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 1,978百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は11,003百万円、延滞債権額は54,953百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,271百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は44,153百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は115,382百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 1,961百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は9,469百万円、延滞債権額は65,355百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,353百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は35,190百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は114,367百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 1,961百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は10,751百万円、延滞債権額は67,584百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は4,821百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は31,396百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は114,553百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間 (平成18年9月30日)	当中間会計期間 (平成19年9月30日)	前事業年度 (平成19年3月31日)																																																				
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は68,907百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>262,601百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>87,700百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>資産</td><td>12百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>3,333百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借</td><td></td></tr> <tr><td>取引受入</td><td>63,414百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券97,975百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,365百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、21百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,273,741百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,241,988百万円あります。</p>	有価証券	262,601百万円	貸出金	87,700百万円	その他	12百万円	資産	12百万円	預金	3,333百万円	債券貸借		取引受入	63,414百万円	担保金		<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は65,674百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>311,359百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>20,000百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>資産</td><td>12百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>3,326百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借</td><td></td></tr> <tr><td>取引受入</td><td>42,390百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>56,100百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券103,981百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,230百万円あります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、5百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,335,882百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,295,742百万円あります。</p>	有価証券	311,359百万円	貸出金	20,000百万円	その他	12百万円	資産	12百万円	預金	3,326百万円	債券貸借		取引受入	42,390百万円	担保金		借入金	56,100百万円	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は73,587百万円あります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>有価証券</td><td>432,614百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>40,000百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>資産</td><td>12百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>3,334百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借</td><td></td></tr> <tr><td>取引受入</td><td>36,276百万円</td></tr> <tr><td>担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>28,600百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券95,145百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は3,227百万円あります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は、10百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,282,250百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,245,560百万円あります。</p>	有価証券	432,614百万円	貸出金	40,000百万円	その他	12百万円	資産	12百万円	預金	3,334百万円	債券貸借		取引受入	36,276百万円	担保金		借入金	28,600百万円
有価証券	262,601百万円																																																					
貸出金	87,700百万円																																																					
その他	12百万円																																																					
資産	12百万円																																																					
預金	3,333百万円																																																					
債券貸借																																																						
取引受入	63,414百万円																																																					
担保金																																																						
有価証券	311,359百万円																																																					
貸出金	20,000百万円																																																					
その他	12百万円																																																					
資産	12百万円																																																					
預金	3,326百万円																																																					
債券貸借																																																						
取引受入	42,390百万円																																																					
担保金																																																						
借入金	56,100百万円																																																					
有価証券	432,614百万円																																																					
貸出金	40,000百万円																																																					
その他	12百万円																																																					
資産	12百万円																																																					
預金	3,334百万円																																																					
債券貸借																																																						
取引受入	36,276百万円																																																					
担保金																																																						
借入金	28,600百万円																																																					

前中間会計期間 (平成18年9月30日)	当中間会計期間 (平成19年9月30日)	前事業年度 (平成19年3月31日)
<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 30,451百万円</p> <p>———</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 30,594百万円</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は44,593百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ33,781百万円減少します。</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 31,178百万円</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は37,595百万円であります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ37,595百万円減少しております。</p>
<p>15 共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社福岡銀行と共同賃借し、そのリース債務839百万円について相互に保証しております。</p>	<p>15 共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社福岡銀行と共同賃借し、そのリース債務32百万円について相互に保証しております。</p>	<p>15 共同利用型基幹システムの開発のため、電子計算機を株式会社福岡銀行と共同賃借し、そのリース債務428百万円について相互に保証しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 761百万円 無形固定資産 1,366百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,434百万円、貸出金償却3,762百万円及び債権放棄による損失2,189百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 838百万円 無形固定資産 1,536百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,174百万円及び貸出金償却6,367百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>有形固定資産 1,580百万円 無形固定資産 2,838百万円</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額13,109百万円、貸出金償却8,087百万円、株式等売却損2,609百万円及び債権放棄による損失2,189百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	874	80	7	947	※
合計	874	80	7	947	

※ 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

II 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	1,047	120	21	1,146	※
合計	1,047	120	21	1,146	

※ 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

III 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	874	199	27	1,047	※
合計	874	199	27	1,047	

※ 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																																																										
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">動産 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">その他 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">9,746</td> <td style="text-align: right;">702</td> <td style="text-align: right;">10,449</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">8,049</td> <td style="text-align: right;">545</td> <td style="text-align: right;">8,594</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">1,697</td> <td style="text-align: right;">157</td> <td style="text-align: right;">1,854</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1年内 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">1年超 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1,690</td> <td style="text-align: right;">361</td> <td style="text-align: right;">2,051</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 一百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,074百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">931百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">58百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> </tbody> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1年内 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">1年超 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> 		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	9,746	702	10,449	減価償却累計額相当額	8,049	545	8,594	減損損失累計額相当額	—	—	—	中間会計期間末残高相当額	1,697	157	1,854		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		1,690	361	2,051	支払リース料	1,074百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	931百万円	支払利息相当額	58百万円	減損損失	一百万円		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		—	—	—	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">動産 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">その他 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">7,231</td> <td style="text-align: right;">578</td> <td style="text-align: right;">7,809</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">6,934</td> <td style="text-align: right;">532</td> <td style="text-align: right;">7,467</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">296</td> <td style="text-align: right;">45</td> <td style="text-align: right;">342</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1年内 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">1年超 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">312</td> <td style="text-align: right;">39</td> <td style="text-align: right;">351</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 一百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">748百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">637百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> </tbody> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1年内 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">1年超 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> 		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	7,231	578	7,809	減価償却累計額相当額	6,934	532	7,467	減損損失累計額相当額	—	—	—	中間会計期間末残高相当額	296	45	342		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		312	39	351	支払リース料	748百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	637百万円	支払利息相当額	15百万円	減損損失	一百万円		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		—	—	—	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">動産 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">その他 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">8,213</td> <td style="text-align: right;">640</td> <td style="text-align: right;">8,854</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">7,332</td> <td style="text-align: right;">541</td> <td style="text-align: right;">7,873</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">881</td> <td style="text-align: right;">99</td> <td style="text-align: right;">980</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1年内 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">1年超 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">986</td> <td style="text-align: right;">99</td> <td style="text-align: right;">1,086</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定の期末残高 一百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">2,009百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,720百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">92百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> </tbody> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1年内 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">1年超 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> 		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	8,213	640	8,854	減価償却累計額相当額	7,332	541	7,873	減損損失累計額相当額	—	—	—	期末残高相当額	881	99	980		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		986	99	1,086	支払リース料	2,009百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	1,720百万円	支払利息相当額	92百万円	減損損失	一百万円		1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)		—	—	—
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
取得価額相当額	9,746	702	10,449																																																																																																																																									
減価償却累計額相当額	8,049	545	8,594																																																																																																																																									
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																																																																																																									
中間会計期間末残高相当額	1,697	157	1,854																																																																																																																																									
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
	1,690	361	2,051																																																																																																																																									
支払リース料	1,074百万円																																																																																																																																											
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																																																																																																											
減価償却費相当額	931百万円																																																																																																																																											
支払利息相当額	58百万円																																																																																																																																											
減損損失	一百万円																																																																																																																																											
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
	—	—	—																																																																																																																																									
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
取得価額相当額	7,231	578	7,809																																																																																																																																									
減価償却累計額相当額	6,934	532	7,467																																																																																																																																									
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																																																																																																									
中間会計期間末残高相当額	296	45	342																																																																																																																																									
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
	312	39	351																																																																																																																																									
支払リース料	748百万円																																																																																																																																											
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																																																																																																											
減価償却費相当額	637百万円																																																																																																																																											
支払利息相当額	15百万円																																																																																																																																											
減損損失	一百万円																																																																																																																																											
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
	—	—	—																																																																																																																																									
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
取得価額相当額	8,213	640	8,854																																																																																																																																									
減価償却累計額相当額	7,332	541	7,873																																																																																																																																									
減損損失累計額相当額	—	—	—																																																																																																																																									
期末残高相当額	881	99	980																																																																																																																																									
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
	986	99	1,086																																																																																																																																									
支払リース料	2,009百万円																																																																																																																																											
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																																																																																																																											
減価償却費相当額	1,720百万円																																																																																																																																											
支払利息相当額	92百万円																																																																																																																																											
減損損失	一百万円																																																																																																																																											
	1年内 (百万円)	1年超 (百万円)	合計 (百万円)																																																																																																																																									
	—	—	—																																																																																																																																									

(有価証券関係)

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
 - I 前中間会計期間(平成18年9月30日)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、該当ありません。
 - II 当中間会計期間(平成19年9月30日)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、該当ありません。
 - III 前事業年度(平成19年3月31日)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、該当ありません。

[前へ](#)

(2) 【その他】

① 中間配当

平成19年11月12日開催の取締役会において、第97期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金総額 2,184百万円
1株当たりの中間配当金 3円50銭

② 信託財産残高表

資産				
科目	前中間会計期間 (平成18年9月30日)		当中間会計期間 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
信託受益権	20,285	95.58	33,990	97.16
動産不動産	903	4.26	—	—
有形固定資産	—	—	903	2.58
銀行勘定貸	33	0.16	89	0.26
現金預け金	0	0.00	0	0.00
合計	21,222	100.00	34,983	100.00

負債				
科目	前中間会計期間 (平成18年9月30日)		当中間会計期間 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	20,250	95.42	33,999	97.19
包括信託	972	4.58	983	2.81
合計	21,222	100.00	34,983	100.00

(注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間 — 百万円、当中間会計期間 — 百万円

2 元本補てん契約のある信託については、前中間会計期間および当中間会計期間の取扱残高はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|--------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|---------------------------|
| (1) 発行登録追補書類
及びその添付書類 | | | 平成19年 4月26日
中国財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第96期) | 自 平成18年 4月 1日
至 平成19年 3月31日 | 平成19年 6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 訂正発行登録書 | | | 平成19年 6月29日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 有価証券報告書の
訂正報告書 | 平成19年 6月29日提出の有価証券報告書
に係る訂正報告書 | | 平成19年11月 1日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 訂正発行登録書 | | | 平成19年11月 1日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 発行登録追補書類
及びその添付書類 | | | 平成19年11月21日
中国財務局長に提出。 |
| (7) 半期報告書の
訂正報告書 | 平成18年12月25日提出の半期報告書に係
る訂正報告書 | | 平成19年11月29日
関東財務局長に提出。 |
| (8) 訂正発行登録書 | | | 平成19年11月29日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

株式会社広島銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 濱 田 芳 弘 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 松 原 浩 平 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社広島銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社広島銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月29日

株式会社広島銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 松 原 浩 平 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 濱 田 芳 弘 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社広島銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社広島銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日

株式会社広島銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 濱 田 芳 弘 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小 松 原 浩 平 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社広島銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第96期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社広島銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月29日

株式会社広島銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小松原 浩平 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 濱田 芳弘 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社広島銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第97期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社広島銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。